

# 基礎控除削減など相続税改正へ

## これまでの相続対策を見直す必要が…

# 相続問題を 活用した コンサルティングセールス

(株)UBF 代表取締役  
東 潤一

⑩

あづま・じゅんいち  
株式会社UBF 代表取締役。NPO法人全国資産に関する相談センター代表理事、CFP。簡易保険の営業を経て、99年から乗合代理店となり、保険の営業プラスFPを活用したコンサルティングを展開する。現在は、独立系FPとして、相続・事業承継プランニングを中心にファイナンシャル・プランニング全般の相談業務を行い、セミナー講師としても活躍中。著書等に、「トラブル事例に学ぶ事業承継」、シンニチ実践CDセミナー「トラブル事例に学ぶ事業承継コンサルティング」(新日本保険新聞社刊)がある。

また、個人契約の場合、実質的な保険料の負担者は社長様

岩永 できれば、税理士も巻き込んで一緒に相続対策を検討していただければ、と思います。

東 税理士と

岩永 法人の場合は損

東 生命保険は、様々な対策に活用できる金融商品ですが、やはりトータルバランスで考えなければ、せっかくの有効性をスポイルしてしまうことになりかねません。

東 税理士と

岩永 岩永 税理士も巻き込んで一緒に相続対策を検討していただければ、と思います。

東 生命保険は、様々な対策に活用できる金融商品ですが、やはりトータルバランスで考えなければ、せっかくの有効性をスポイルしてしまうことになりかねません。

東 税理士と

東 相続コンサルを行う立場からするとプラス面もあるのかなと思っております。これまで、相続対策という節税というイメージが強く、節税に偏った対策になってい

東 生命保険営業の現場を見ると、法人への提案ならば法人税の繰り延べにつながる商品提案がなされていることが多いですが、今後の税制改正

を考えると、個人の相続問題とのバランスも考える必要が、これまで以上に強まるのではないかと感じます。この点についてはいかがでしょうか。

岩永 岩永 税理士も巻き込んで一緒に相続対策を検討していただければ、と思います。

東 生命保険は、様々な対策に活用できる金融商品ですが、やはりトータルバランスで考えなければ、せっかくの有効性をスポイルしてしまうことになりかねません。

東 税理士と

## 相続全体を見据えてアドバイス 税理士を巻き込んで一緒に

東 生命保険は、様々な対策に活用できる金融商品ですが、やはりトータルバランスで考えなければ、せっかくの有効性をスポイルしてしまうことになりかねません。

東 税理士と

岩永 相続税の基礎控除の額が4割削減されるなど、大きな改正が盛り込まれています。これか

東 相続コンサルを行う立場からするとプラス面もあるのかなと思っております。これまで、相続対策という節税というイメージが強く、節税に偏った対策になってい

東 生命保険営業の現場を見ると、法人への提案ならば法人税の繰り延べにつながる商品提案がなされていることが多いですが、今後の税制改正

を考えると、個人の相続問題とのバランスも考える必要が、これまで以上に強まるのではないかと感じます。この点についてはいかがでしょうか。

岩永 岩永 税理士も巻き込んで一緒に相続対策を検討していただければ、と思います。

東 生命保険は、様々な対策に活用できる金融商品ですが、やはりトータルバランスで考えなければ、せっかくの有効性をスポイルしてしまうことになりかねません。

東 税理士と

岩永 相続税の基礎控除の額が4割削減されるなど、大きな改正が盛り込まれています。これか

東 相続コンサルを行う立場からするとプラス面もあるのかなと思っております。これまで、相続対策という節税というイメージが強く、節税に偏った対策になってい

東 生命保険営業の現場を見ると、法人への提案ならば法人税の繰り延べにつながる商品提案がなされていることが多いですが、今後の税制改正

を考えると、個人の相続問題とのバランスも考える必要が、これまで以上に強まるのではないかと感じます。この点についてはいかがでしょうか。

岩永 岩永 税理士も巻き込んで一緒に相続対策を検討していただければ、と思います。

東 生命保険は、様々な対策に活用できる金融商品ですが、やはりトータルバランスで考えなければ、せっかくの有効性をスポイルしてしまうことになりかねません。

東 税理士と

岩永 相続税の基礎控除の額が4割削減されるなど、大きな改正が盛り込まれています。これか

東 相続コンサルを行う立場からするとプラス面もあるのかなと思っております。これまで、相続対策という節税というイメージが強く、節税に偏った対策になってい

東 生命保険営業の現場を見ると、法人への提案ならば法人税の繰り延べにつながる商品提案がなされていることが多いですが、今後の税制改正

を考えると、個人の相続問題とのバランスも考える必要が、これまで以上に強まるのではないかと感じます。この点についてはいかがでしょうか。

岩永 岩永 税理士も巻き込んで一緒に相続対策を検討していただければ、と思います。

東 生命保険は、様々な対策に活用できる金融商品ですが、やはりトータルバランスで考えなければ、せっかくの有効性をスポイルしてしまうことになりかねません。

東 税理士と

岩永 相続税の基礎控除の額が4割削減されるなど、大きな改正が盛り込まれています。これか

東 相続コンサルを行う立場からするとプラス面もあるのかなと思っております。これまで、相続対策という節税というイメージが強く、節税に偏った対策になってい

東 生命保険営業の現場を見ると、法人への提案ならば法人税の繰り延べにつながる商品提案がなされていることが多いですが、今後の税制改正

を考えると、個人の相続問題とのバランスも考える必要が、これまで以上に強まるのではないかと感じます。この点についてはいかがでしょうか。

岩永 岩永 税理士も巻き込んで一緒に相続対策を検討していただければ、と思います。

東 生命保険は、様々な対策に活用できる金融商品ですが、やはりトータルバランスで考えなければ、せっかくの有効性をスポイルしてしまうことになりかねません。

東 税理士と

# 税理士とのコラボレーション(上)



税理士 岩永 愛氏  
同志社大学大学院修了後、京都の大手会計事務所約6年間勤務。事業承継プロジェクトのメンバーとして、数多くの相続案件に携わる。その後、監査法人系列のコンサルティング会社勤務を経て、2010年7月に岩永愛税理士事務所を開業。

岩永 税理士も巻き込んで一緒に相続対策を検討していただければ、と思います。

東 生命保険は、様々な対策に活用できる金融商品ですが、やはりトータルバランスで考えなければ、せっかくの有効性をスポイルしてしまうことになりかねません。

東 税理士と

岩永 税理士も巻き込んで一緒に相続対策を検討していただければ、と思います。

東 生命保険は、様々な対策に活用できる金融商品ですが、やはりトータルバランスで考えなければ、せっかくの有効性をスポイルしてしまうことになりかねません。

東 税理士と

相続税の基礎控除額	
現行	改正案
5,000万円+1,000万円×法定相続人の数	3,000万円+600万円×法定相続人の数

  

現行	改正案
500万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人の数 (未成年者、障害者または被相続人と相続開始直前に生計を一にしていた者に限る)

  

現行		改正案	
課税標準	税率	課税標準	税率
1,000万円以下	10%	1,000万円以下	10%
3,000万円以下	15%	3,000万円以下	15%
5,000万円以下	20%	5,000万円以下	20%
1億円以下	30%	1億円以下	30%
3億円以下	40%	2億円以下	40%
		3億円以下	45%
3億円超	50%	6億円以下	50%
		6億円超	55%

【平成23年度税制改正大綱に基づく計算例】

- 被相続人(亡くなった方)母 3,000万円 預貯金 3,000万円
- 相続人(財産を相続する方)子2人(別居、別生計)
- 相続財産 建物 1,000万円 生命保険 1,000万円

●平成23年3月31日までに相続が発生すると  
 相続財産 8,000万円  
 保険金の非課税金額 1,000万円(500万円×法定相続人の数)  
 課税財産額 7,000万円-基礎控除額7,000万円(5,000万円+1,000万円×法定相続人数) = 0  
 相続税は、発生しない。

●平成23年4月1日以降に相続が発生すると  
 相続財産 8,000万円  
 保険金の非課税金額 0円  
 (500万円×法定相続人の数(ただし、未成年者、障害者または相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限るため、別生計の2人の子は該当しない))  
 課税財産額 8,000万円-基礎控除額4,200万円(3,000万円+600万円×法定相続人数) = 3,800万円  
 相続税額 3,800万円×20% = 760万円

課税財産 8,000万円 - 基礎控除4,200万円(3,000万円 + 600万円×法定相続人数) = 3,800万円  
 法定相続分で相続したとして、3,800万円×1/2 = 1,900万円  
 各 1,900万円×15% - 50万円 = 235万円  
 相続税額 235万円×2 = 470万円